

3月13日（日）公布



平成23年3月  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、非常に大きな津波を伴って、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害が発生しています。また、12日には長野県北部の地震も発生するなど、広い範囲で甚大な被害が発生しています。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

3月12日（土）、以下のとおり、激甚災害の指定を行う政令を閣議決定しました。

### I 政令の概要

本政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震などの地震による被害が、激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、早期に激甚災害（全国を対象とする本激）に指定したものです。

### II 主な適用すべき措置

#### （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

#### （2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

#### （3）水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）

水産動植物の養殖施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率10分の9／10を上限に補助を行ないます。

#### （4）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

その他、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計18の措置を適用します。

4月15日（金）公布



平成23年4月15日  
内閣府（防災担当）  
農林水産省

## 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した平成23年東北地方太平洋沖地震の激甚災害指定政令について、その一部を改正する政令を決定いたしました。

この政令は、農林水産省において農林漁業者等に向けての融資を「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づいて実施することを受けて、激甚災害制度で貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行うものです。

詳しい内容については以下のとおりです。

### I 政令の概要

本政令は、激甚災害指定基準に照らし、法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき措置に追加します。

### II 適用すべき措置の概要

#### 1. 貸付限度額の引上げ

例：個人 200万円 → 250万円  
家畜・養殖・漁船 500万円 → 600万円

#### 2. 償還期限の延長

例：3～6年 → 4～7年

#### [参考]

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による融資

○貸付け対象者：減収量 30%以上かつ損失額 10%以上の被害を受けた農業者並びに損失額 10%以上又は施設損失額 50%以上の被害を受けた林業者及び漁業者で、市町村長の認定を受けた者

○資金使途：種苗、肥飼料、農薬、家畜、漁具、稚魚、餌料、漁業用燃油、漁船(5トン未満)等、その他農業経営に必要な資金

○貸付利率：0.75%

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）
- （傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置	（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定） 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。	（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定） 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第九条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の	

事業活動の活性化等のための中  
企業関係法律の一部を改正する法

律（平成十一年法律第二百二十二  
号）附則第十五条の規定による改

正前の法第十三条に規定する措置

第二条（略）

（法第八条の政令で定める都道府県）

第三条 第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める

都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、

千葉県、三重県及び高知県とする。

2 第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道  
府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とす  
る。

第四条～第六条

（略）

第二条（略）

（新設）

第三条～第五条

（略）

事業活動の活性化等のための中  
企業関係法律の一部を改正する法

律（平成十一年法律第二百二十二  
号）附則第十五条の規定による改

正前の法第十三条に規定する措置



平成23年5月2日  
内閣府（防災担当）  
農林水産省

## 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した平成23年東北地方太平洋沖地震の激甚災害指定政令について、その一部を改正する政令を決定いたしました。

この政令は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「東日本大震災財特法」という。）の制定に併せ、必要な所要の措置を講ずるために制定するものです。

詳しい内容については以下のとおりです。

### I 政令の概要

本政令の改正点については、以下のとおりです。

（1）激甚災害として指定する災害を「東日本大震災」に改めます。

（2）東日本大震災財特法第2条第2条の「特定被災地方公共団体」については、「公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等）の災害復旧事業」と「小災害債（普通交付税算入率66.5%～95.0%）」を早期に実施できるよう、激甚災害法施行令の適用の特例を定めます。

（3）天災融資制度による貸付けの特例について、対象都道府県に「北海道」を追加する。

（参考）4月15日の改正にて農林漁業者に対する天災融資制度による資金の貸付け措置の特例を追加しています（対象都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県）。

### II 日程

5月2日（月） 公布・施行

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）  
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行								
<p>東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適 用 す べ き 措 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>東日本大震災</td><td>法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六</td></tr></tbody></table>	激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置	東日本大震災	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六	<p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適 用 す べ き 措 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害</td><td>法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六</td></tr></tbody></table>	激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置	平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六
激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置								
東日本大震災	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六								
激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置								
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六								

十八号) の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中企業関係法律の一部を改正する法

律(平成十一年法律第二百二十二号) 附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

備考 上欄の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

## 第二条 (略)

(法第八条の政令で定める都道府県)

第三条 第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める

都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

2 第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

## 第四条・第五条 (略)

(法第十六条第一項の政令で定める施設等の特例)

第六条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二百二十二号) 第二条第二項の特定被災

地方公共団体については、令第三十三条並びに第四十三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用する。

## 第七条 (略)

十八号) の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中企業関係法律の一部を改正する法

律(平成十一年法律第二百二十二号) 附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

## 第二条 (新設)

(法第八条の政令で定める都道府県)

第三条 第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める

都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

2 第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

## 第四条・第五条 (略)

(新設)

## 第六条 (略)



平成23年9月9日  
内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した東日本大震災に係る激甚災害指定政令について、9月6日、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限を延長するものです。

### I 政令改正の概要

本改正は、3月13日に公布した東日本大震災に係る激甚災害指定政令において定められていた中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限（平成23年9月11日）について、被災した中小企業の復旧・復興の現状等を踏まえ、平成24年3月31日まで延長するものです。

（参考）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

### II 日程

9月6日（火） 閣 議

9月9日（金） 公 布

- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月十一日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十三年九月十一日とする。</p>



平成 24 年 3 月 7 日  
内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、新潟・福島豪雨による災害、台風第 12 号による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長するため、政令の一部改正が 3 月 2 日に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### 1 政令の概要

激甚災害法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

#### （1） 東日本大震災

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 24 年 3 月 31 日 → 平成 25 年 3 月 31 日

- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

平成 24 年 3 月 10 日 → 平成 24 年 9 月 30 日

#### （2） 新潟・福島豪雨（平成 23 年 7 月 24 日から 8 月 1 日までの間の豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 24 年 3 月 8 日 → 平成 24 年 9 月 30 日

#### （3） 台風第 12 号（平成 23 年 8 月 29 日から 9 月 7 日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 24 年 3 月 25 日 → 平成 24 年 9 月 30 日

### 2 延長する特例措置の概要

#### （1） 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第 12 条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引

き上げ及び保険料率の引き下げを行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給する。

**3 スケジュール**

平成24年3月2日（金） 閣 議 決 定

平成24年3月7日（水） 公 布 ・ 施 行

- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令案新旧対照条文  
○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十日とする。</p> <p>第五条・第六条 （略）</p> <p>（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）</p> <p>第七条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年九月三十日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日とする。</p> <p>第五条・第六条 （略）</p> <p>（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）</p> <p>第七条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年三月十日とする。</p>



平成25年3月15日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成24年等に発生した豪雨や台風等による災害を局地激甚災害として指定する政令の制定、東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令の改正及び、東日本大震災による激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置の適用期間を延長する政令の改正について、3月12日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### 1 政令の概要

#### (1) 平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

「<sup>じん</sup>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、平成24年等に発生した災害について、指定基準に照らし、局地激甚災害の指定と、これに適用すべき措置の指定を行います（別紙参照）。

##### ○適用すべき措置ごとの災害数と市町村数

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（法第3条、第4条）  
4災害 延べ22市町村 査定事業費計78億円
- ②農地等の災害復旧事業等に関する措置（法第5条）  
7災害 延べ24市町村 査定事業費計26億円
- ③小災害債に関する措置（法第24条）  
9災害 延べ43市町村

#### (2) 平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきています。

平成24年においても災害が継続していることから、災害期間を更に1年間延長するよう政令を改正します。

#### (3) 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中

小企業等による復旧・復興のための資金需要が引き続き十分に見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成26年3月31日までとするよう政令を改正します。

## 2 適用すべき措置の概要

### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

道路、河川等の公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。

(過去5か年の補助率嵩上げ実績 69%→83%)

### (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。

(過去5か年の補助率嵩上げ実績 83%→92%)

### (3) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧事業について、国が事業費の1／2を補助します。

(※東京都三宅村の火山災害のみに適用)

### (4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げを行います。

(※東日本大震災のみに適用)

### (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、小規模なもの復旧事業費に充てる地方債に係る元利償還金について基準財政需要額に算入します。

## 3 スケジュール

- ・ 3月12日（火）閣議決定
- ・ 3月15日（金）公布・施行

- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十日とする。</p>



平成26年3月28日  
内閣府（防災担当）

「平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」等について

東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令及び東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令について、3月25日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

## ○ 政令の概要

（1）平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきています。

平成25年においても災害が継続していることから、災害期間を更に1年間延長します。

（2）東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中小企業等による復旧・復興のための資金需要が引き続き十分に見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成27年3月31日までとするよう政令を改正します。

## 参考：適用措置の概要

### <東京都三宅村の火山災害に適用している措置>

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）  
道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。（過去5か年の平均6.9% → 8.4%）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）  
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。（過去5か年の平均8.4% → 9.3%）

- ③ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）  
都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧について、国が事業費の1／2を補助します。
- ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）  
小規模な災害復旧に充てる地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

<東日本大震災に適用している措置（今回期間延長する措置）>

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）  
激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

## ○ スケジュール

3月25日（火）閣議決定  
3月28日（金）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤  
代表：03-5253-2111（内線51345）  
直通：03-3501-5696

- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令案新旧対照条文  
○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日とする。</p>



平成27年3月31日  
内閣府（防災担当）

## 東京都三宅村における火山災害の災害期間の延長及び東日本大震災に係る激甚災害の特例措置の適用期間の延長等について

(1) 東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令、(2) 東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令、(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令の3件について、3月27日（金）に閣議決定され、本日公布されました。

### ○ 政令の概要

(1) 平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、火山ガスによる災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきています。

平成26年においても災害が継続していたことから、災害期間を更に1年間延長するものです。

(2) 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中小企業事業者の資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長しようとするものです。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等により、「激甚災害法」が改正され、新たに幼保連携型認定こども園等が災害復旧事業の対象施設に追加されました。法律が平成27年4月1日に施行することから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」についても改正するものです。

## 参考：適用措置の概要

### (1) <東京都三宅村の火山災害に適用している措置>

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）  
道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。  
(過去5カ年の実績の平均は公共土木施設等は69% → 84%に嵩上げ)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）  
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。  
(過去5カ年の実績の平均は農地等は84% → 93%に嵩上げ)
- ③ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）  
都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧について、国が事業費の1／2を補助します。
- ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）  
小規模な災害復旧に充てる地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### (2) <東日本大震災に適用している措置（今回期間延長する措置）>

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

## ○ スケジュール

公布：3月31日（火）  
施行：政令の概要（1）及び（2） 3月31日（火）  
政令の概要（3） 4月 1日（水）

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 山田狩、小泉、阿部  
代表：03-5253-2111（内線51382, 51383）  
直通：03-3501-5696

- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日とする。</p>



平成 28 年 3 月 30 日  
内閣府（防災担当）

## 東日本大震災に係る激甚災害の特例措置の適用期間の延長について

東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令について、3月25日（金）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### 1 政令の概要

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（激甚法第12条）について、被災中小企業事業者の資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間（平成29年3月31日まで）延長しようとするものです。

### 2 適用措置の概要

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

### 3 スケジュール

3月25日（金）閣議決定

3月30日（水）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部

代表：03-5253-2111（内線 51382, 51383）

直通：03-3593-2847

- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
　　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日とする。</p>



平成 29 年 3 月 17 日

内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、平成 28 年熊本地震による災害及び平成 28 年台風第 10 号等による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長する政令が 3 月 14 日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### I 政令の概要

激甚法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

#### （1）東日本大震災

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 29 年 3 月 31 日 → 平成 30 年 3 月 31 日

#### （2）平成 28 年熊本地震による災害

- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

平成 29 年 4 月 13 日 → 平成 29 年 10 月 13 日

#### （3）台風第 10 号等（平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 29 年 3 月 22 日 → 平成 30 年 3 月 22 日

### II 特例措置の概要

#### （1）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要（激甚法第 12 条）

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

#### （2）雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の概要（激甚法第 25 条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給します。

### III スケジュール

3 月 14 日（火） 閣議決定

3 月 17 日（金） 公布・施行

#### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日とする。

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日とする。



平成 30 年 3 月 28 日  
内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令が 3 月 23 日（金）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### I 政令の概要

東日本大震災により被害を受けた中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、平成 31 年 3 月 31 日までとします。

#### ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

### II スケジュール

3 月 23 日（金） 閣議決定  
3 月 28 日（水） 公布・施行

#### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
　　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日とする。</p>



平成 31 年 3 月 27 日

内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

既に激甚災害に指定している東日本大震災及び平成 30 年北海道胆振東部地震による災害について、中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を 1 年間延長する政令が 3 月 22 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 27 日（水））公布・施行されました。

### I 政令の概要

東日本大震災及び平成 30 年北海道胆振東部地震による災害で被害を受けた中小企業に対し講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、平成 32 年 3 月 31 日までとします。

#### ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

### II スケジュール

3 月 22 日（金） 閣議決定

3 月 27 日（水） 公布・施行

#### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改  
正  
案

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日とする。

現  
行

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日とする。



令和2年3月27日

内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

東日本大震災及び平成30年北海道胆振東部地震による災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令が3月24日（火）に閣議決定され、本日（3月27日（金））公布・施行されました。

### I 政令の概要

以下の災害における、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期限を「令和2年3月31日」から「令和3年3月31日」に延長します。

- ・ 東日本大震災
  - ・ 平成三十年北海道胆振東部地震による災害
- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要  
被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

### II スケジュール

- 3月24日（火） 閣議決定  
3月27日（金） 公布・施行

#### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 大島、松葉  
03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日とする。

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日とする。

政令第十八号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十 六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二

条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

備考 上覧の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであつて当

該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

### 一 魚類養殖施設

### 二 貝類養殖施設

### 三 海藻類養殖施設

### 四 前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設

(法第八条の政令で定める都道府県)

第三条 第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県

、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

2 第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

(法第十二条第一項の政令で定める日の特例)

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特

別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和三年三月三十日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第五条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」といいう。）」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

（法第十六条第一項の政令で定める施設等の特例）

第六条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号

) 第二条第二項の特定被災地方公共団体については、令第三十三条並びに第四十三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用する。

(法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日)

第五条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年九月三十日とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二十三年四月一五日政令第一〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二三年五月二日政令第一二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二三年九月九日政令第二八三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月七日政令第四一號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月一五日政令第六〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二八日政令第九〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三一號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日政令第九四號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月一七日政令第三五號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二八日政令第七〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二七日政令第六八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二七日政令第七一号）

この政令は、公布の日から施行する。